

香川県条例第38号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(家屋の主体構造部の取得者に対して課された附帯設備に属する部分に係る不動産取得税の還付の申請等)</p> <p>第48条の2 法<u>第73条の2第8項</u>の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 法<u>第73条の2第8項</u>の規定により不動産取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、その還付すべき額をこれに充当する。</p> <p>(不動産取得税の課税標準の特例の規定の適用があるべき旨の申告等)</p> <p>第49条 略</p> <p><u>(家庭的保育事業等の用に供する家屋の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例に係る条例で定める割合)</u></p> <p>第49条の2 法<u>第73条の14第11項から第13項までに規定する条例</u>で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の規定の適用があるべき旨の申告等)</p> <p>第49条の3 略</p> <p>2 法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者にあっては前項の規定により提出すべき申告書にその取得した土地に係る住宅が特例適用住宅であることを証明するに足る書類その他知事が必要と認める書類を、同条第2項の規定の適用を受けようとする者にあっては当該申告書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類（取得した</p>	<p>(家屋の主体構造部の取得者に対して課された附帯設備に属する部分に係る不動産取得税の還付の申請等)</p> <p>第48条の2 法<u>第73条の2第7項</u>の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 法<u>第73条の2第7項</u>の規定により不動産取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、その還付すべき額をこれに充当する。</p> <p>(不動産取得税の課税標準の特例の規定の適用があるべき旨の申告等)</p> <p>第49条 略</p> <p><u>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の規定の適用があるべき旨の申告等)</u></p> <p>第49条の2 略</p> <p>2 法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者にあっては前項の規定により提出すべき申告書にその取得した土地に係る住宅が特例適用住宅であることを証明するに足る書類その他知事が必要と認める書類を、同条第2項の規定の適用を受けようとする者にあっては当該申告書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類（取得した</p>

土地に係る住宅について、第49条第1項の規定により提出された申告書に同条第2項の規定により既に添付された書類を除く。) を添付しなければならない。

(1)・(2) 略

3 略

4 前項の規定により、第1項に規定する申告に代わるものとして第47条第1項に規定する申告書が提出された場合には、第49条第4項の規定を準用する。

附 則

(サービス付き高齢者向け住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告等の手続)

34 法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用する法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の3第2項、第50条又は第52条第1項の規定の適用については、これらの規定中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

土地に係る住宅について、前条第1項の規定により提出された申告書に同条第2項の規定により既に添付された書類を除く。) を添付しなければならない。

(1)・(2) 略

3 略

4 前項の規定により、第1項に規定する申告に代わるものとして第47条第1項に規定する申告書が提出された場合には、前条第4項の規定を準用する。

附 則

(サービス付き高齢者向け住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告等の手続)

34 法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用する法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の2第2項、第50条又は第52条第1項の規定の適用については、これらの規定中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第48条の2の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第49条の2の規定は、この条例の施行の日以後の家屋の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。